

○議長（河野）11番、井上博道君。

○11番（井上）はい、井上です。

○議長（河野）井上君。

○11番（井上）はい。

○11番（井上）それでは、通告通り2件質問をさせていただきます。

まず1問目の質問です。「いい町づくりにおける防災について」。

町内パトロールをしていますと、校区により違いはありますが、住宅や企業等が徐々に増え、本町がさらに活性化しつつあることを実感します。特に滝宮校区の住宅開発には、目を見張るものがあります。

いい町づくりに向けて関係各課が協力して頑張っておられることに敬意を表します。

さて、梅雨のシーズンになりますと、豪雨災害等の情報を全国各地でよく耳にします。近年の雨の降り方は異常で、集中豪雨、ゲリラ豪雨も頻発して、防災に苦慮する場面もよく見受けられます。

地方自治体の治水対策においては、河川とともに、水路の管理も重要な課題となっています。宅地等の開発事業においても、防災の観点からの水路問題は十分に考慮されねばなりません。

以下、私が所属する委員会案件と少し重なる部分があるかもしれませんが、水防、水路の治水の観点から、一例として、常体で失礼ですが、3点の質問をさせていただきます。本町の考えをお聞かせ願います。

1、本町は、「いいひと いいまち いい笑顔」を標榜しているが、「いいまち」を目指す上で、水防、水路の治水の観点から、ネックになっている本町固有の課題は何だと認識しているのか、「いいまち」とは具体的にどのような水防治水対策を考えているのか、水防、治水面で本町が国内で理想、目標としている地方自治体があるのならば、お聞かせ願いたい。

2、水路が詰まると農業に限らず、社会生活全般において、大変な事態になる。水路の日頃からの点検、掃除とともに、水路に蓋をする場合は、宅地への進入路のための蓋を含み、蓋が外しやすく、点検や掃除がしやすい構造であることが重要になる。

本町において、過去に規模の大小を問わず、農業用水や生活排水路にごみ等が詰まり、掃除をしようにも、蓋やごみが取れず、問題になった事例はあったのかどうか。あった場合、その内容や程度はどうか。

3、「綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱」第15条では、「事業者はやむを得ず公共用財産（用悪水路等の公共施設）の払い下げを受けようとする場合、当該施設の利害関係者と協議し、その同意を得た後、町長と協議をしなければならない」となっている。

水路（官地）を払い下げたことが過去にあったのかどうか。払い下げした場合、その経緯や条件等はどのようなものであったのか。

コンクリートやアスファルトで水路を完全に覆ってしまうと、水路が詰まったとき

に、掃除ができず、溢水による道路交通や衛生問題等、周辺に相当な災害を引き起こす。過去にこのような事例はあったのかどうか。あった場合、その内容や程度はどうか。

水路を覆ってしまい、点検や掃除ができなくなるような開発事業は、災害の未然防止の観点からも、認めてはならないが、防災やいいまち推進行政トップ部門である総務課の見解を伺う。

次、大きな2点目の質問です。「施設の有効活用と町の活性化について」。

数ある町民の声の中から、施設の有効活用と、町の活性化に関する事例を紹介し、質問をさせていただきます。

ある町民が体育会系とは対義の文化系活動で、本町の廃校体育施設を利用しようと、本町教育委員会に相談したとき、職員によって対応が異なったようです。最初に対応した職員は、「昼間はほとんど使われていないので、ぜひ使って欲しい」と使用を許可したようです。

後日、その町民が教育委員会へ使用許可手続きに行き、対応した別の職員に、最初と同様の使用目的を伝えたところ、「使用できない」と言われたようです。

最終的には使用が許可されたようですが、このことについて、常体で失礼ですが、2点の質問をさせていただきます。本町教育委員会の考えをお聞かせ願います。

1、対応する職員によって回答内容が異なったのは問題である。体育施設は運動にしかなれないが、教育委員会が後援、協賛したら、文化系活動にも使えるという解釈は、「綾川町民体育施設条例」のどの部分から読み取れるのか。

対応する職員が異なっても、回答は同一でなければならないが、業務の標準化、職員への教育や徹底についての本町教育委員会の現状と考え、今後の方針はどうか。

2、町民の文化面での積極的な活動推進のためにも、体育施設も広く利用できるようにすることは、町民の生きがいや本町の発展にもつながる。

昼間、利用が少ないと思われる体育施設も、文化施設とともに町民がもっと積極的に使えるように同条例の見直し、改正をした方が良いと思われるが、本町教育委員会の考えはどうか。

以上、施設の有効活用と、町の活性化について、本町教育委員会の考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 谷岡副町長。

○副町長（谷岡） はい、議長。

○議長（河野） 副町長。

○副町長（谷岡） 井上博道議員の1点目のご質問の、「いい町づくりにおける防災について」お答えをいたします。

この案件につきましては、議員が所属する建設経済常任委員会関連の項目が多く含まれておりますので、詳細については、委員会で協議をいただきたいと思います。

本年も、出水時期に入り、災害発生が危惧されているところであり、先日の降雨による警報発令時には、倒木による町道の通行止めや農地畦畔の崩落などが確認され

ましたが、甚大な被害とはなっておりません。

1点目のご質問の水防、治水における本町の課題については、綾川や多くのため池を有していることから、これらのリスクマネジメントであり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策であります。

災害に備えた強靱なまちづくりを進める国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年6月に綾川町国土強靱化計画を策定し、それに基づき、整備を進めております。

特に、町内に1,440カ所あるため池の保全は重要であり、今年度から、ため池が決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、危険度が高いため池改修等に着手してまいります。

また、香川県においても二級流域水系プロジェクトに位置付けている「長柄ダム再開発事業」及び「綾川大規模特定河川事業」を進めていただいております。

2点目の水路の支障事例については、過去にも暗渠部分が詰まったことはありますが、特に問題になった事例については承知しておりません。また、水路などの公共物の機能管理については、受益者が行っており、既存の土地改良事業補助制度などをご活用いただき、引き続き適正な管理をお願いしているところであります。

3点目の、水路などの法定外公共物の払い下げについては、「公共用財産用途廃止事務取扱要領」に基づき、申請内容を審査の上、決定しております。用途廃止にあっては、既に機能を喪失しているものや、代替施設の設置により不用となったものなどに限っており、利害関係者の同意が必須条件となっております。

また、代替施設については町へ寄附することも条件の一つであり、地元の維持管理証明書の添付を義務付けております。

令和4年度に用途廃止を行った水路の件数は2件、39.03㎡であります。蓋掛けを行っているものもありますが、これらはいずれも、用途地域内における宅地造成に係る開発許可案件であり、開発許可では、流量計算による適切な規模・構造の選定や、維持管理上必要な措置を講じられなければならないが、また、水路や農道などの形状の変更などについても、地元の同意がなければ、認めていないことから、開発許可制度のもと、整備された水路において、清掃ができないために問題が生じた事例については、把握しておりません。

また、開発の盛んな用途地域においては、令和元年度に雨水全体計画の策定の際に、指定した用途での土地利用となった場合において、既設の水路で対応可能かどうかを検証しております。

この調査の際に水路の断面不足等が認められた箇所については、道路工事などの際に、併せて対応することとしております。今後とも、継続的な対策を講じながら、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

以上、井上博道議員の「いい町づくりにおける防災について」の答弁といたします。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 「施設の有効活用と町の活性化について」お答えを申し上げます。

まずはじめに、職員間の連携不足により、町施設ご利用の方に不信感を与えたことにつきまして、お詫び申し上げたいと思います。この件につきましては、再発防止に向け、マニュアルの作成及び職員の周知徹底を既に実施しております。

なお、施設のスポーツ以外の使用につきましては、綾川町民体育施設条例第10条の「この条例に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」を適用しております。

現在、町が主催や後援等の場合は使用を許可しております。また、それ以外につきましては、目的や施設の状況等を教育委員会で検討・協議した上で判断を行っております。条例の見直しにつきましては、改正までには至らないと判断しております。今後とも、広く町民の皆様が快適に使っていただけるよう丁寧に対応してまいります。

以上、井上博道議員の答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○11番（井上） はい。あります。

○議長（河野） 井上君。

○11番（井上） はい。

○11番（井上） 1点目の「いい町づくりにおける防災について」数点、再質問があります。

1番目の最後の方で、水防、治水面で本町が、国内で理想目標としての地方自治体のものについてお聞きしました。以前、茨城県でしたか、境町かどっか行きましたが、非常に水防河川の体制が進んでおりまして、水路関係もそれなりにちゃんと整備されてたと思います。国内でそういう、他の自治体の事例研究とかをして、この自治体の取組みに近づけたいとかこういうのを採用してみたいと、そういう事例がありましたら、お答えをいただきたいと思います。

それと綾川町特有の固有の課題と言いましたらいろいろありますが、長柄ダムから綾川の小野地区の白髪淵で屈曲して、府中ダムに流れています。

今かさ上げが検討されてますが、今非常に容量が大きくなって、長柄ダムと府中ダムとの連携は、今も十分とれてると思いますが、上を流したから下はまだちょっと流しとらんのかと、府中ダムのほうから逆流してきとるということが平成何年かにありました。

そういうことは、私から考えれば一番大きい危険因子じゃないかなと思います。この辺のこともないように、再度どういうふうを考えてるのか、県とも十分に連携して、小野地区の流域の住民が危険を感じることをないように再度徹底していただきたい、このことについて再度お聞かせをいただきたい。

3つ目は、3番目の一番最後のほうに書いてますが、今後どういう宅地開発とか、いろんな造成したり、羽床地区の方でもしてますが、上から、いわゆる普通は水路にグレーチングなり、短いコンクリートの蓋をして、何かあったらそれを外してみるというような形になっとなるわけですが、一部それは、なかなか蓋を外せんとか町道の下を水路が通ったりしてるところもあります。

また、水路も大から小、いろいろありますが、その水路に、宅地なり造成するときに、コンクリないしはアスファルトで、完全に上から覆って、もう見えなくなって、しかもその水路が短いもんじゃないでなくて、例えば 100 メートルを超えるようなところを蓋をしてしまうと、もし詰まった場合、余談になりますけど、うちの羽床校区の方から、以前、香川用水にトンネルの入口で巨大な鉄の格子、そこにビニールシート引っかかって、もう偉いことになったようですし、昨年も綾上地区の方で、水路になんかボールか何か詰まって、かなり往生したらしいです。

ですから、水路は絶対にその点検、掃除ができやすいようにしておかんといかんです。上から蓋、コンクリないしはアスファルトで蓋をしてしまって、しかも長距離で、1回詰まったらどうにもならんということになったら困るわけです。

国道とかで大雨になると、国道からの水の流量もこれも半端じゃないんですね。

こういう掃除、点検ができないような蓋をしてしまうような開発は、これは絶対にあってはならないと思うんです。再度、本町こういう今後こういうことは絶対しないと思いますけど、再度こういうことはしないという、明言をいただきたいというのが 1 問目に対しての再質問です。

2 問目は、再発防止に取組まれておられるということで、これは感謝申し上げます。ただ問題は、国の憲法でも法律でもそうですけども、細かいとこまで全部はそれは当然書けませんが、教育委員会の条例でも、10 条で必要な項目は教育委員会が定めるものと書かれてると思います。

そこで、やっぱりある程度細かい具体的なことまで書いとかないと、これに関しては教育委員会で検討して定めるとかいう、ある意味その曖昧なことになってると、利用者の方から、あれどうなるとんじやろうかと、どのような判断でやっとなるんやろかということにもなりかねないので、例えば条例の中に先ほどちょっと言いましたが、教育委員会が、後援、協賛する場合は、文化行事はもう使えるというような一文ぐらいはあってもいいんじゃないかと思います。

その辺の見解を、お聞かせいただきたい。

以上が、再質問ですけど、個別によろしくお願いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） 失礼いたします。井上議員の再質問についてお答えをいたします。

まず 1 点目の目標とする自治体、茨城の事例を申し上げておりましたけれども、事例につきましても、各自治体におきます環境、自然、状況等については様々でございます。

本町におきましても山間部、また、市街地、また河川等がございますので、そういう状況を本町なりの状況を精査しながら、防災対策という部分については考えてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の長柄ダム、府中ダムにつきまして水量の容量が増加傾向にあった際の対応ということで、連携を密にというところではございますけれども、これにつきまして、長柄、府中ダムについては町の方からも十分な連携をとっておるところでございますので、ご理解をいただけたらと思います。

3点目については、建設課の内容になりますのでよろしく願いいたします。

○建設課長（田岡） はい、議長。

○議長（河野） 田岡課長。

○建設課長（田岡） 失礼をいたします。井上議員の再質問の方、お答えをいたします。

2点目の長柄ダムの関係ですけれども、総務課長の答弁と若干かぶりますけれども、こちらにつきましては、大雨が予想される場合は、すでに県内の県管理ダムもしくは府中ダムのような水道企業団が管理してるダム、こちらにつきましては、事前放流を行ってその貯水量の管理というのを行ってございます。

これに加えまして相互のダム間、こちらの連携を十分にとっていただくよう、引き続き、県の方に要望を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、開発等による長いスパンでの水路の暗渠化、これにつきましては、法定外公共物の用途廃止、こちらについて取り決めております公共用財産の用途廃止事務取扱要領、こちらに基づきまして、適切に審査をした上で、許可を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、開発の案件、こちらにつきましては、議員がご心配をされておるように、当然のことながら、その構造ですとか、その流量が大雨に持つのかどうか。こういったところも検討をした上で、さらにはですね、清掃に支障がないような整備をするといったものも、都市計画法の審査事項、もしくは香川県の開発許可の手引きこういったものにも明示をされてございます。こうした審査基準に基づき、適正に審査をした上で許可をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜ればと思います。以上です。

○学校教育課長（岡下） 議長。

○議長（河野） 岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下） 井上議員さんの再質問の中の、「施設の有効活用と町の活性化について」の条例についてのお話だったと思います。

この綾川町民体育施設条例の第10条で、許可申請があり、教育委員会が許可するというような流れであります。この条例の第1条には、基本的な社会施設を設置する体育施設を設置する目的は、町民のスポーツを振興し、町民の健康の保持・増進を図るとともに、スポーツによる交流、コミュニティづくりのためにというような、設置の大原則があります。

その中で、今までの取組みとしましては、様々なスポーツだけでなく文化事業とか

でも、空いてる時に利用していただくということは対応してきたというのが現状としてあるということで、非常に町民に対してわかりにくい部分でありましたら、そこに関しては具体的に要綱なり、条例なりで変えていくというような検討はしていくということが必要だろうというふうに思います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○11番（井上） ご答弁ありがとうございました。

言い出したらきりがないけど、もうこれでちょっと終了させていただきます。要は、「いいひと いいまち いい笑顔 すまいる綾川」に向けて、町民等からやっぱり疑問とか不満を、何してもそれは何だかんだあると思いますが、よりよいまちづくりに向けてですね、執行部と行政がともに頑張っていければと思います。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、井上君の一般質問を終わります。